

## 平成29年度 ユネスコ世界寺子屋運動「書きそんじハガキ回収運動」実施要項

### 1. 趣旨

公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟が実施する発展途上国の識字教育支援「世界寺子屋運動」への協力を通じて、世界の教育の現状やユネスコ活動への理解を深めるとともに、教育を通じた世界平和への取り組みを一層発展させる契機とする。

＜昨年度（H28）実績＞

県内の学校69校をはじめ、企業や個人の方からのご協力をいただき、総額約97万円相当の切手・商品券を日本ユネスコ協会連盟に寄附しました。

### 2. 実施方法

大分県内の小・中・高等学校及び企業や個人を対象に、書きそんじハガキや未使用の切手、金券等の回収を行います。

回収したハガキは当連盟で集計後、切手に交換した上で日本ユネスコ協会連盟に送付し、アフガニスタン・ネパール・カンボジア・ミャンマーの教育支援に活用されます。

### 3. 実施期間

平成29年12月11日（月）～平成30年2月9日（金）

### 4. 回収するもの

#### ●書きそんじハガキ

→書き間違えた、汚してしまった、印刷しすぎた、古くて使えない、余ってしまった等の理由により、**未投函**の郵便ハガキを回収します。（消印のあるものは不可）

#### ●未使用切手 ●プリペイドカード（QUOカード・図書カード等）

#### ●図書券 ●収入印紙 ●各種金券（おこめ券、旅行券、株主優待券等の商品券）

→切手、カード、金券は、**未使用**のものに限り回収します。（使用途中、使用済みは対象外）

### 5. 回収方法

別添送付票に必要事項を記入のうえ、平成30年2月9日(金)までに郵送でお送りいただくか、下記事務局あてに直接お持ち込み下さい。

書きそんじハガキは郵便局で1枚あたり5円の手数料で切手に交換することができますので、回収したハガキが多量となる場合、あらかじめ切手に交換のうえお送りいただいても構いません。

(例) 52円のハガキ - 手数料 5円 →47円分の切手に交換可能

＜郵送先＞

〒870-8503 大分市府内町3-10-1 大分県教育庁文化課内

大分県ユネスコ協会連盟事務局 あて

＜事務局受付時間＞ [県庁舎別館8階 文化課内]

午前8時30分～午後5時15分（※土・日・祝日を除く）

担当：高原 TEL:097-506-5494 FAX:097-506-1811